



鳥取県公報

平成 28 年 10 月 25 日(火)
第 8 8 4 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|--------|---|
| ◇ 告 示 | 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (635) (東部振興課) 2 生活保護法による施術者の指定 (636) (福祉監査指導課) 2 鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (2 件) (637・638) (障がい福祉課) . . . 2 指定居宅サービス事業の廃止の届出 (639) (東部福祉保健事務所) 3 指定居宅介護支援事業の廃止の届出 (640) (〃) 3 指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (641) (〃) 3 鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (642) (総合療育センター) 3 漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を求めるための発 起人の届出 (643) (水産課) 4 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (644) (技術企画課) 4 |
| ◇ 教委告示 | 鳥取県指定無形文化財の指定等 (2 件) (26・27) (文化財課) 4 |
| ◇ 公 告 | 公の施設の指定管理者の指定 (スポーツ課) 5 ふぐ処理師試験の実施 (くらしの安心推進課) 5 |

告 示

鳥取県告示第635号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成28年12月14日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成28年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成28年10月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人We garden our city!
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
森岡 佳代子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
八頭郡八頭町安井宿434
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
花と緑で街を飾るという視点から、そこに住む人、訪れる人にとって「美しい街づくり」を実現していくことを目的とする。景観づくりには欠かせない専門家の知識と花好きな人の力を合わせ、街全体を居心地の良い、豊かな空間として機能させます。また、そこで環境への関心、人の交流が育まれる活動をしていくことを目指します。

鳥取県告示第636号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 氏 名 | 住 所 | 施術所の名称 | 施術所の所在地 | 指定年月日 |
|-------|------------------|--------|----------------|------------|
| 渡瀬 雄太 | 岡山県倉敷市中畝二丁目17-35 | らくだ整骨院 | 東伯郡湯梨浜町大字松崎421 | 平成28年9月19日 |

鳥取県告示第637号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 名称 | 調査審議する事項 | 設置期間 | 庶務担当機関 |
|-----------------------|---------------------------|---------------------------|--------|
| 鳥取県措置入院解除後の支援体制に係る検討会 | 精神障がい者の措置入院解除後の支援体制に関する事項 | 平成28年10月25日から平成29年3月31日まで | 障がい福祉課 |

鳥取県告示第638号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 名称 | 調査審議する事項 | 設置期間 | 庶務担当機関 |
|----------------------------------|---|-------------------------------|--------|
| 障がい者が暮らしやすい地域づくりの基本条例（仮称）策定検討委員会 | 障がい者が暮らしやすい地域づくりの基本条例（仮称）を策定するための検討に関する事項 | 平成28年10月25日から 平成29年3月31日まで | 障がい福祉課 |

鳥取県告示第639号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年10月25日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

| 事業者の名称 又は氏名 | 指定に係る事業 所の名称 | 指定に係る事業 所の所在地 | 届出年月日 | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|--------------------|-----------------|--------------------|----------------|-----------------|---------|
| 株式会社 Y・ r i n g | 咲桜 | 鳥取市賀露町南 一丁目1-35 | 平成28年9月 16日 | 平成28年10月 16日 | 訪問介護 |

鳥取県告示第640号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年10月25日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

| 事業者の名称 | 指定に係る事業所の 名称 | 指定に係る事業所の 所在地 | 届出年月日 | 廃止年月日 |
|-------------------|---------------------|---------------------|------------|-------------|
| 社会福祉法人地 域でくらす会 | いくのさん家居宅介 護支援事業所 | 鳥取市吉方温泉一丁 目252-1 | 平成28年10月4日 | 平成28年12月31日 |

鳥取県告示第641号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年10月25日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

| 事業者の名称 又は氏名 | 指定に係る事業 所の名称 | 指定に係る事業 所の所在地 | 届出年月日 | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|--------------------|-----------------|--------------------|----------------|-----------------|--------------|
| 株式会社 Y・ r i n g | 咲桜 | 鳥取市賀露町南 一丁目1-35 | 平成28年9月 16日 | 平成28年10月 16日 | 介護予防訪問介 護 |

鳥取県告示第642号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 名称 | 調査審議する事項 | 設置期間 | 庶務担当機関 |
|-----------------------------|---|-------------------------------|--------------|
| 鳥取県立総合療育センター 医事業務委託評価審査会 | 平成29年度から平成31年度までの鳥 取県立総合療育センターの医事業務 委託の受託者の選定に関する事項 | 平成28年10月25日から 平成29年3月31日まで | 総合療育セン ター |

鳥取県告示第643号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 届 出 事 項 | | | 指定漁船調査の縦覧 | |
|---|-------------|---|---------------------------------------|----------------------------|
| 発起人の住所及び氏名 | 加入区の名称 | 漁船損害等補償 法第113条第1項 の申出の相手方 となる漁業協同 組合の名称 | 場 所 | 期 間 |
| 鳥取市賀露町北四丁目24-14 小林 博 鳥取市賀露町北四丁目33-15 廣岩 栄一 | 鳥取中央加入 区 | 鳥取県漁業協同 組合 | 鳥取市賀露町西 四丁目1806 鳥取県漁業協同 組合本所 | 平成28年10月25日か ら同年11月8日まで |

鳥取県告示第644号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、境港市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画市場1号鳥取県宮境港水産物地方卸売市場
- 2 縦覧場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

教育委員会告示**鳥取県教育委員会告示第26号**

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第19条第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる無形文化財を鳥取県指定無形文化財に指定し、同条第2項の規定に基づき、同表の右欄に掲げるものを当該鳥取県指定無形文化財の保持者として認定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年10月25日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

| 無形文化財 の名称 | 無形文化財の保持者 | | |
|--------------|-----------|--------|------------------------------|
| | 氏名 | 住所 | 特徴 |
| 七宝 | 橋詰 峯子 | 鳥取市立川町 | 1 植物の図柄を中心とした絵画性の強い作品を主体とする。 |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | 2 透明性の高い釉薬は、下地に貼った銀箔の効果を引き出すものであり、繊細に貼られた銀線から生み出される写実的なデザインとともに高い芸術性を有する。 |
|--|--|--|---|

鳥取県教育委員会告示第27号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第19条第4項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる鳥取県指定無形文化財について、同表の右欄に掲げるものを当該鳥取県指定無形文化財の保持者として追加認定するので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により告示する。

平成28年10月25日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

| 無形文化財 の名称 | 無形文化財の保持者 | | |
|--------------|-----------|-------|--|
| | 氏名 | 住所 | 特徴 |
| 木工芸 | 福田 豊 | 倉吉市黒見 | 1 吉田璋也のデザインによる製品つくりのため、専用の道具や型をつくるなど、技術と工夫を凝らす。 2 高度な刳物、指物技術とともに、現在では、吉田様式木工を受け継ぐ唯一の制作者である。 |

公 告

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成28年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 管理を行わせようとする 公の施設の名称 | 指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる 事務所の所在地 | 指定の期間 |
|------------------------|--|-----------------------------|
| 鳥取県営東山水泳場 | 一般財団法人鳥取県水泳連盟・公益財団法人鳥取 県体育協会共同企業体 代表者 一般財団法人鳥取県水泳連盟 会長 川口 武 鳥取市天神町50-3 公益財団法人鳥取県体育協会 会長 油野 利博 鳥取市東町一丁目220 | 平成29年4月1日から平成34 年3月31日まで |

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

平成28年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験の日時
 - (1) 学科試験 平成29年1月12日（木）午前10時から正午まで
 - (2) 実技試験 平成29年1月12日（木）午後1時から
- 2 試験の場所

倉吉市小田458 倉吉市立伯耆しあわせの郷
- 3 受験資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、認証施設（条例第12条第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認証に係る施設をいう。以下同じ。）において、当該施設の専任のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事しているもの
- (3) 学校教育法第57条に規定する者で、魚介類販売業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第14号に掲げる営業をいう。）若しくは魚肉ねり製品製造業（同条第16号に掲げる営業をいう。）又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの

4 試験科目

- (1) 衛生関係法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品衛生学
- (4) ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識
- (5) ふぐ処理の実技（毒性臓器の鑑別を含む。）

ただし、調理師免許証を有している者は、公衆衛生学、食品衛生学は免除する。

5 受験願書の受付期間

平成28年11月24日（木）から12月8日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送等による場合は、当該期間内に到達したものに限り、受け付ける。

6 受験願書の提出先

鳥取県東部生活環境事務所又は鳥取県中部総合事務所若しくは鳥取県西部総合事務所の生活環境局のうち住所地を管轄するもの（以下「生活環境局等」という。）

7 受験願書の添付書類

- (1) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの）
- (2) 3(1)の受験資格を有する者にあつては、調理師免許証の写し
- (3) 3(2)の受験資格を有する者にあつては、次に掲げる書類
 - ア 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し等）
 - イ 認証施設において、当該施設の専任のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事していることを証する書類
- (4) 3(3)の受験資格を有する者にあつては、次に掲げる書類
 - ア 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し等）
 - イ 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事していることを証する書類なお、学校卒業時と氏名が変わっている場合は、事実の確認ができる書類（戸籍抄本等）を添付すること。

8 受験手数料及びその納付方法

受験手数料は、9,040円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。なお、既納の手数料は、還付しない。

また、受験手数料のほかに、実技試験に用いるふぐの代金が必要となる。その金額及び納付方法については、受験票に記載するので、受験票にて確認すること。

9 受験に当たっての注意事項

- (1) 受験者は、試験当日、試験開始の10分前までに集合すること。なお、受付は、午前9時20分から開始する。
- (2) 受験者は、次のものを持参すること。
 - ア 学科試験
受験票及び筆記用具
 - イ 実技試験

受験票、白衣、包丁、ふきん、白帽又は三角きん及び清潔な履物

なお、白衣は、白色に限るものとし、白帽又は三角きんは、髪の毛がはみ出ないようなものとする。

10 合格者の発表

合格者の受験番号を平成29年1月26日（木）に生活環境局等において掲示するとともに、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（以下「くらしの安心推進課」という。）のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>）に掲載する。また、同日付けで受験者全員に結果を通知する。

11 合否基準

学科試験、実技試験ともに合格基準を満たした者を合格とする。

（1）学科試験

原則として、試験の全科目の合計得点（ただし、調理師免許証を有している者は、衛生関係法規、ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識の合計得点）が満点の6割以上である者を合格とする。ただし、1科目でも得点が当該科目の満点の3割を下回る者は、不合格とする。

（2）実技試験

原則として、満点の8割以上である者を合格とする。ただし、得点が8割以上であったとしても、次のアからウまでのいずれかに該当する者は、不合格とする。

ア 毒性臓器の鑑別において、卵巣又は精巣の正確な鑑別ができていない場合

イ 毒性臓器の鑑別において、肝臓の正確な鑑別ができていない場合

ウ 処理後の筋肉に有毒部位が付着している場合

12 その他

（1）提出された書類が、虚偽の内容が記載されたものであり、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

（2）試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第2項の規定に基づき開示するので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日から1月の間にくらしの安心推進課又は生活環境局等に受験票を提示してその旨を申し出ること。

（3）試験の詳細については、下記に問い合わせること。

| | | |
|--------------|--------------|----------------|
| くらしの安心推進課 | 鳥取市東町一丁目220 | (0857-26-7284) |
| 東部生活環境事務所 | 鳥取市立川町六丁目176 | (0857-20-3678) |
| 中部総合事務所生活環境局 | 倉吉市東巖城町2 | (0858-23-3157) |
| 西部総合事務所生活環境局 | 米子市糺町一丁目160 | (0859-31-9321) |